

大阪市立上町中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人間尊重の精神を基盤にお互いが人格を認め、自ら学ぶ態度や互いに尊敬し協力する豊かな心を持つ生徒」育成のために「上町中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 学級担任は、日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ② 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ③ いじめの問題について校内研修等を開き、教職員間の共通理解を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 小中連携をはかり教科交流や情報交換会などを開く。
- ② 少人数による習熟度別授業の実施

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 学年・学校行事の充実
- ② 委員会・係活動の活性化
- ③ 高校出前授業の計画
- ④ 職業講話の計画
- ⑤ 職場体験の計画

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育充実を図る。
(年間計画の作成)

- ② 性教育の充実を図る。
(年間計画の作成)

- ③ 具体例を使った学級活動

- ④ 携帯電話等の講話の計画

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、

積極的に認知する。

- ① 「今週のできごと」というアンケート調査を毎週末行う
- ② いじめアンケート調査の実施 年間 2 回
- ③ 教育相談の計画（年 3 回）
- ④ 心の天気の実施
- ⑤ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 迅速な対応ができるような体制作り（「いじめ・不登校」人権推進会議の設置）
- ② 子どもサポートネットの実施
- ③ 指導の流れの確認

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「いじめ・不登校」人権推進会議（子どもサポートネットスクリーニング会議 I を兼ねる）
 - 〈構成〉
 - ・校長《委員長》・教頭・生徒指導主事（いじめ不登校）
 - ・人権担当（人権・道徳）・外国人担当（外国人教育）
 - ・保健主事（性教育）・学校交流担当
 - ・養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任
 - ・（全職員）
 - 〈役割〉
 - ・年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・情報収集や記録
 - ・事案発生時の指導方針の決定及び指示
 - ・保護者・関係機関との連絡

【年間計画】

[調査等]

- ・「今週のできごと」というアンケート調査 毎週末実施
- ・生徒対象いじめアンケート調査 年 3 回（6 月・11 月・2 月）
- ・教育相談 年 3 回（4 月・8 月・1 月）

[研修会]

- ・生徒指導研修会（5 月）
- ・人権教育実践研修会（12 月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりによる情報発信
- ② 地域諸団体との連絡

(3) 取組内容の検証

- ① いじめアンケートの結果による検証
- ② 次年度の計画・改善

7. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・教育委員会への報告
- ・関係諸機関への連絡・相談
- ・調査組織の決定
- ・被害児童生徒及び保護者への情報提供
- ・全職員への連絡
- ・窓口の一本化（管理職）

大阪市立上町中学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について=年に2回校内研修を実施する。

(スクールロイヤーを講師とした校内研修を1回以上開催する。

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回)

早期発見のために=・日々の観察 ・いじめアンケートの実施（学期に1回以上=年に3回以上）
・教育相談の実施（学期に1回以上=年に3回以上） ・SCによるカウンセリング
・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

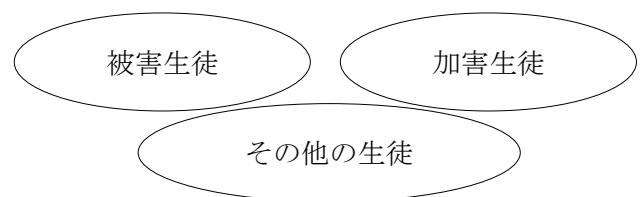
全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した ・生徒から相談や訴えがあった ・外部から通報があった
・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭 ・いじめ・不登校委員会の開催

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階より SCによる心のケア

いじめ・不登校委員会
(校長・副校長・教頭・生徒指導主事
教務主任・保健主事・人権教育主担
生活指導部長・養護教諭・担任
必要に応じて、SC・SSW)



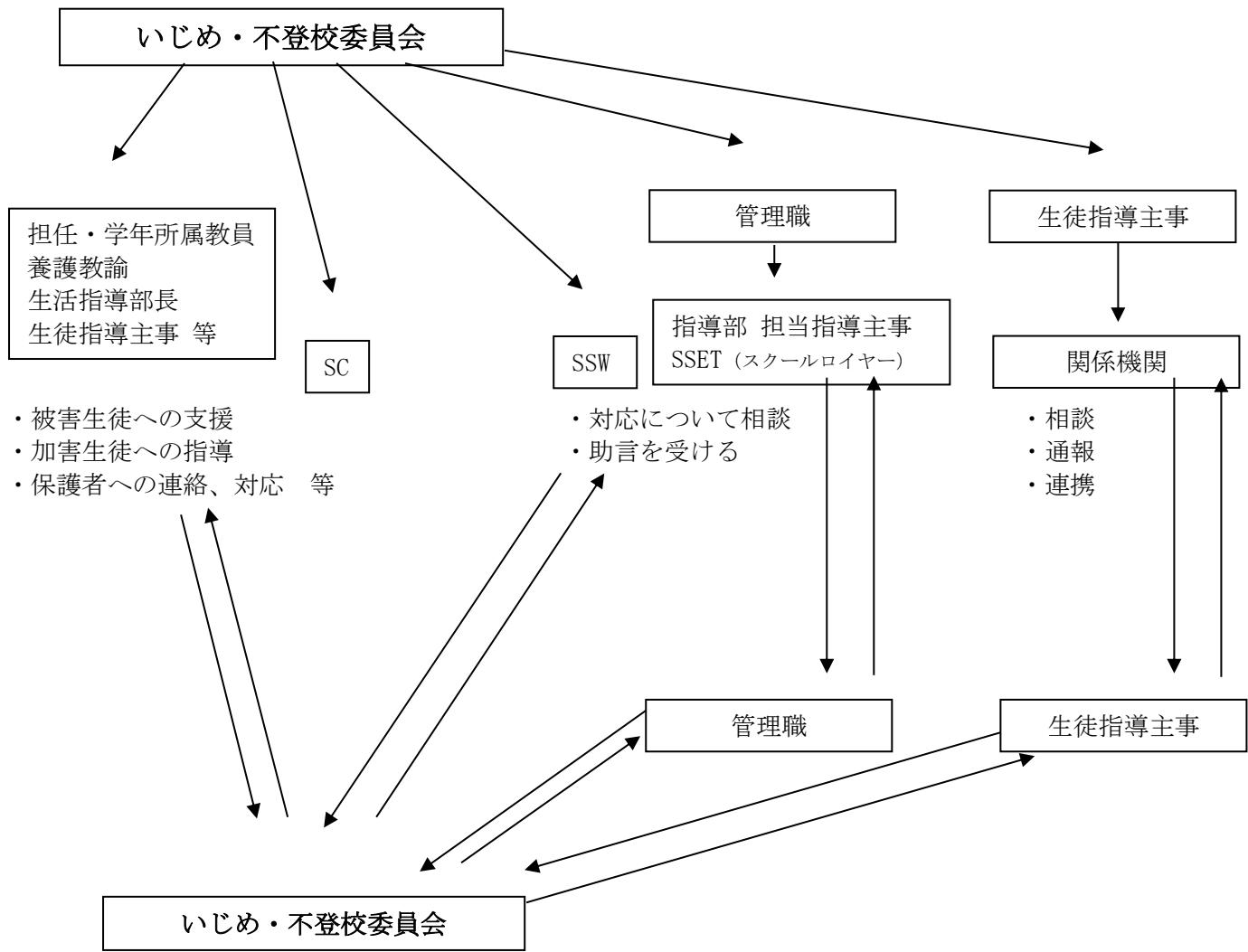
・聞き取り方法（どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか？聞き取る内容は？）

担任・学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事等 ・児童生徒からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害生徒への具体的な支援の方法（どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか？）
- ・加害生徒への具体的な指導の方法（どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか？）
- ・保護者への連絡について（どの教職員が、どのような方法で行うか？説明する内容は？）
- ・関係機関との連携について（連携の必要があるか？連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか？）
- ・その他の生徒への働きかけの方法（どの教職員が、どのように行うか？）

いじめ・不登校委員会



【協議内容】更なる対応の検討・進捗管理

- 被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援について報告
更なる対応の検討
- 加害生徒への指導について報告、更なる対応の検討
- 保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- 関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

・日々の見守り

「被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。」

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。